

# 手配旅行取引条件説明書面

(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)

(旅行業法第12条の5による契約書面)

2022年6月

## 契約前に必ずお読みください。

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります

観光庁長官登録旅行業第 1998 号

(社)日本旅行業協会会員

## 日本郵政コーポレートサービス株式会社

### 1. 手配旅行契約

「手配旅行契約」(以下単に「契約」といいます。)とは、当社がおお客様の依頼により、おお客様のために代理、媒介又は取次をすること等によりおお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配をすることを引き受ける契約をいいます。

### 2. 旅行業務取扱料金

当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)のほか、旅行業務取扱料金を申し受けます。具体的な額については別紙見積書に明示します。

### 3. 旅行の申込み、契約の成立

- (1)旅行を申し込みようとするおお客様は、当社所定の申込書に記入の上、当社が別に定める申込金とともに、当社に提出していただきます。
- (2)契約は当社が契約の締結を承諾し、前項の申込金を受理した時に成立します。
- (3)当社は、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく旅行の申込みを受けることがあります。この場合、契約はご旅行引受書を交付した時に成立するものとします。
- (4)(1)の申込金は、旅行代金、取消料その他のおお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- (5)通信契約は、(2)の規定にかかわらず、おお客様の申し込みを受けて、当社が当該申し込みを承諾する旨の通知がお客様に到着した時に成立するものとします。

### 4. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1)おお客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- (2)おお客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行ったとき。
- (3)おお客様が風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行ったとき。
- (4)通信契約を締結しようとする場合であって、おお客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (5)当社の業務上の都合があるとき。

### 5. 手配債務の終了

当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適合の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、おお客様は、当社に対し、2. の取扱料金をお支払いいただきます。

### 6. 旅行代金とその支払い時期

- (1)旅行代金(旅行費用並びに取扱料金をいいます。)の額は別紙見積書に記載します。旅行代金は、ご旅行開始前の当社が定める期日までに前払いただきます。
- (2)当社は、契約が締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

### 7. 契約の変更

- (1)おお客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りおお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2)おお客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関に支払う取消料・違約料を負担いただくほか、当社に以下の変更手数料をお支払いいただきます。

(消費税を含みます)

変更 手数料金	国内	1 運送・宿泊機関等につき 540 円
	海外	変更前の旅行費用または変更後の旅行費用のいずれか 高い方の旅行費用の 21 %

### 8. おお客様による契約の解除

- (1)おお客様のご都合により契約が解除されたときは、おお客様は、既におお客様が提供を受けた旅行サービスの対価及びいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、旅行業務取扱料金表に明示した取消料・違約料及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払いいただきます。
- (2)当社の責に帰すべき事由により手配が不可能になったときは、おお客様は契約を解除することができます。
- (3)前項により契約が解除されたときは、おお客様が既に提供を受けた旅行サービスにかかる旅行費用をお支払いいただきます。この場合において、当社は、収受した旅行代金からおお客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価及びこれから支払わなければならない費用を除いた額を払い戻します。この規定は、おお客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

### 9. 当社による契約の解除

- (1)当社は、次に掲げる場合において、契約を解除することがあります。
  - ①おお客様が6. の期日までに旅行代金を支払わないとき。

- ②おお客様が4. の(1)から(3)に該当することが判明したとき。
- (2)前項により契約が解除されたときは、おお客様は8. (1)の料金を当社にお支払いいただきます。

### 10. 旅行代金の変更

旅行開始前に運送・宿泊機関等の運賃・料金等の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

### 11. 旅行代金の精算

当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかにご精算致します。

### 12. 添乗サービス

(1)当社は、契約責任者の求めにより添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供することがあります。なお、添乗サービス料金とは別に、添乗員が団体・グループに同行するために必要な交通費、宿泊費の実費を別途申し受けます。

(2)添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は原則として8時から20時までとします。

### 13. 当社の責任

(1)当社は、当社又は当社の手配代行者等の故意または過失によりおお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます(手荷物に係る賠償限度額は当社に故意又は重大な過失がある場合を除き1人15万円)。但し、損害発生の日から起算して2年以内(手荷物については、国内旅行は14日以内、海外旅行については21日以内)に当社に対して通知があった場合に限りです。

(2)おお客様が、旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3)当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、おお客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

### 14. おお客様の責任

(1)おお客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、おお客様はその損害を賠償していただきます。

(2)おお客様は、契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、おお客様の権利義務その他の契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)おお客様は、旅行開始後において、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

### 15. 個人情報の取扱について

(1)当社は、旅行申込みの受付に際し、お申し出いただいた必要項目についておお客様の個人情報を取得いたします。おお客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはおお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、おお客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びこれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、おお客様の申込み、ご依頼をお引受できないことがあります。

(2)当社は、前項により取得した個人情報について、おお客様との連絡のために利用させていただくほか、おお客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用します。

その他、当社は、①官公庁の「ツアー安心ネット」(平時において外務省の海外安全情報メール配信サービス「旅レジ」による旅行先の安全情報等の提供や、緊急時においておお客様の安否確認等の連絡のための海外安全情報プラットフォーム)への登録、②当社及び当社の提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、③旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、④アンケートのお願い、⑤特典サービスの提供、⑥統計資料の作成に、おお客様の個人情報を利用していただくことがあります。

(3)当社は、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

(4)当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発の10日前までにお申し出下さい。

### 16. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。